

～環境にやさしい鳥取県を目指して～

鳥取県建築物環境配慮 計画制度について

平成 22 年 4 月 1 日以降に、床面積が **2,000 m²以上**の建築物を新築・増築・改築しようとする方は、鳥取県地球温暖化対策条例に基づく「**建築物環境配慮計画書**」を作成し、着工の 21 日前までに県又は市(鳥取市、倉吉市、米子市)に提出してください。

| 建設地 | 提出窓口 | 住所 | 電話番号 |
|-----------------|--------------------------|-----------------|--------------|
| 鳥取市 | 鳥取市都市整備部建築指導課 | 鳥取市尚徳町 116 | 0857-20-3281 |
| 倉吉市 | 倉吉市建設部建築住宅課 | 倉吉市葵町 722 | 0858-22-8175 |
| 米子市 | 米子市建設部建築指導課 | 米子市加茂町 1 丁目 1 | 0859-23-5237 |
| 岩美郡・八頭郡 | 鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課 | 鳥取市立川町 6 丁目 176 | 0857-20-3648 |
| 東伯郡 | 鳥取県中部総合事務所生活環境局 建築住宅課 | 倉吉市東巖城町 2 | 0858-23-3235 |
| 境港市・西伯郡・ 日野郡 | 鳥取県西部総合事務所生活環境局 建築住宅課 | 米子市糺町 1 丁目 160 | 0859-31-9752 |

◎制度の詳細は、県庁住まいまちづくり課 HP を御覧ください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/97239.htm>

☆制度に関するお問い合わせ先☆

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

電話 0857-26-7408

ファクシミリ 0857-26-8113

E-mail sumaimachizukuri@pref.tottori.jp

